

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金 曜 日 発 行  
(当日が休日に当り、その翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示 指定老人訪問看護事業者の指定 (医務薬事課)
- 保険薬剤師の登録 (保険課)
- 土地改良区の役員の変更 (農村整備課)
- 保安林の指定の解除予定 (森林保全課)
- 都市公園の供用の開始 (都市計画課)
- 公共下水道の幹線管渠きんせんの設置に関する工事の一部の完了 (下水道課)
- ◇ 教 委 告 示 定例教育委員会の招集 (総務課)
- ◇ 公 告 採石業務管理者試験の実施 (河川課)
- 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (生活保安課)
- ◇ 調 達 公 告 落札者の決定 (会計課)

## 告 示

### 鳥取県告示第二百八十一号

老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第四十六条の五の二第一項の規定に基づき、指定老人訪問看護事業者を指定したので、同法第四十六条の十七の九の規定により、次

のとおり告示する。

平成十年四月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	主たる事務所の所在地	老人訪問看護ステーションの名称	所在地	指定年月日
医療法人養和会	米子市上後藤三丁目五-1	える・もいる訪問看護ステーション	米子市角盤町一丁目六〇	平成十年四月一日

### 鳥取県告示第二百八十二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成十年四月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
遠 近 千 香 子	鳥業一〇六七	平成十年三月二十三日

鳥取県告示第二百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり日南町土地改良区から役員の仕事に變更を生じた旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十年四月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

理事	西尾雅喜	
	変更前	日野郡日南町福寿実九五一―一
	変更後	日野郡日南町福寿実九四六―二

鳥取県告示第二百八十四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十年四月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市河内字収之上―四六三の一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備

え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二百八十五号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定により告示する。

平成十年四月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 名称

鳥取県立東郷湖羽合臨海公園

二 位置

東伯郡東郷町大字引地

三 区域

別紙図面のとおり

四 供用開始の期日

平成十年四月十七日

（別紙図面）は、省略し、鳥取県土木部都市計画課において一般の縦覧に供する。）

鳥取県告示第二百八十六号

過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）第十四条の二第一項の規定に基づき公共下水道の幹線管渠（きんせんかんきょ）の設置に関する工事が完了したので、過疎地域活性化特別措置法施行令（平成二年政令第九十一号）第八条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十年四月十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

公共下水道の 名称	内容	区 域	工事の完了 の日
日野町特定環境 保全公共下水道	幹線管渠	日野郡日野町根雨字舟場河原、字土手ノ 下モ、字寺田、字畦高、字寺ノ前、字郷ノ 木、字柿木田、字権現ノ前、字上ミ郷ノ木、 字屋敷、字屋敷小路上、字町後口、字天王 河原、字ヨソコエ及び字天王並びに野田字 原長畑ケ、字鶴ノ子ノ上へ大道ノ内、字御 崎ノ下モ道下タ、字御崎ノ回り、字仲田通 リ、字井手先岸下タ、字屋敷田、字大屋敷、 字マブノ下モ道下タ及び字マブノ上エの各 一部	平成十年四 月十四日

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第八号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成十年四月十四日

鳥取県教育委員会委員長 岡

田

端

- 一 日時 平成十年四月十七日(金) 午後二時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 三 議題

- 1 鳥取県高等学校教育審議会委員の任免について
- 2 その他

公 出

採石法(昭和25年法律第291号)第32条の13第1項の規定に基づき、第27回採石業務  
管理者試験を次のとおり実施する。

平成10年4月14日

鳥取県知事 西 尾 田 次

1 試験の日時及び場所

- (1) 試験の日時 平成10年6月2日(火) 午前10時から
- (2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目271

鳥取県職員会館 第2会議室及び第3会議室

2 試験科目及び試験時間

試 験 科 目	試 験 時 間
ア 岩石の採取に関する法令(環境保 全関係法令を含む。)	2時間
イ 岩石の採取に関する技術的な事項	

3 受験申込手続

次の書類を平成10年4月14日(火) から同年5月12日(火) までの間に住所地在番  
轄する土木事務所に提出すること。

なお、郵送の場合は、平成10年5月12日(火)までの消印のあるものに限り返付される。また、受験願書及び履歴書は、各土木事務所に備え付けてある所定の用紙を使用しなければならない。

- (1) 受験願書
- (2) 履歴書
- (3) 写真(手札型とし、出願前6か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。)
- 4 受験手数料及びその納付方法
  - (1) 受験手数料 7,600円
  - (2) 納付方法
    - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。
  - 5 その他
    - (1) 受験願書を提出した者には、受験票を交付する。
    - (2) 受験についての詳細は、各土木事務所にお問い合わせること。

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成10年 4月14日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 徹

- 1 講習の種類及び受講対象者
  - (1) 初心者講習
 

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可(以下「許可」という。)を受けようとするもの(2)のイに掲

げる者を除く。)を対象とする。

- (2) 経験者講習
 

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの
- 2 開催の日時及び場所

区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習	平成10年 5月21日 午前10時00分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会棟2階 第2執行部控室	岩美、鳥取、郡家、智頭、 浜村、倉吉の各警察署の 管内に居住する者
経験者講習	平成10年 5月12日 午前1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉、八橋の各警 察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間
  - ア 初心者講習 4時間30分
  - イ 経験者講習 3時間
- (2) 講習課目
  - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
  - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 4 考 査
 

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。
- 5 受講申込手続
 

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

- ア 初心者講習 6,000円
- イ 経験者講習 2,400円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書により付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成10年 4月14日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

(1) 調達件名及び数量 「とっとり県政だより」の印刷業務 1回につき200,200部  
12回発行

(2) 契約方式 一般競争入札

(3) 落札決定日 平成10年 3月27日

(4) 落札者の氏名及び住所 日ノ丸印刷株式会社  
鳥取市寿町915

(5) 落札価格 22,828,806円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

(6) 入札公告日 平成10年 2月13日

(7) 落札方式 最低価格落札方式

(8) 契約事務担当部局の名 鳥取県出納局会計課

称及び所在地 鳥取市東町一丁目220